



Kumamoto

目次

理事長 卷頭言	2頁	相談・学びコーナー	8頁
広場に寄せて	3頁	会員・支援者の広場	9頁
第19回通常総会の開催	4頁	新会員獲得&告知板	11頁
トピックス	8頁	寄付者紹介	11頁
プロジェクト関連	8頁	事件処理表	12頁

高齢者・障害者

安心サポートネット

特定非営利活動法人 福岡県認証16 生文第20号-5

利用し易く・親しみ易い成年後見制度に向けて!

民法の成年後見法制の改正が不可欠



NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット

理事長 森 山 彰

一、今期
は、第八
波のコロナ

「算書」の可決承認及び「役員選任」を行つて、後は、県に対する設立認証申請と法務局に対する設立登記を残すまでとなりました。

これも、設立に携わった関係者は勿論のこと、当法人の役員・会員の皆さんのが心を合わせて、ご支援・ご協力をいただきた結果でありますから、心から敬意と謝意を申し上げます。

そこで、令和四年三月に閣議決定された第二期基本計画では、民法の改正を含めて制度見直しが織り込まれました。現在改正対象になつている課題は、①利用者が必要な範囲、期間だけ制度利用ができるようになること、②補助、保佐、成年後見の三類型の一元化、③後見人の円滑な交代を可能にすること、④報酬基準の明確化や負担の軽減を図ること等です。

(a) 意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前に等しく認められる権利を保障するために民法を改正すること。

(b) 全ての障害者の自律、意思及び選好を尊重する支援を受けて意思決定をする仕組みを設置すること。



会の総括所見として、四年十
月に次のような厳しい勧告
を受けました。

最優先の論調が見られるよ
うになりました。

当法人は、幸い平成二七年から受任体制の基軸を法に移行して、諸々の改善を図り、委任者の意思・選好を尊重して、契約条文作りを行つています。それで、代理・代行制度の廃止・縮小の影響は、最小限に止まるものと考えています。

この勧告は、日本政府が勧告に従うまで継続される見込みなので、我が国の代理・代行制度は、基本的に廃止され、成年後見や保佐の類型は姿を消すことになると思っています。

五、現在の民法の成年後見法制は、財産管理を中心にしています。これに対し、当法人の活動指針は、福祉、すなわち個人の尊厳と自立の支援であります。そのため、両者における身上保護、すなわち生命(医療)、身体(介護)、生活に関する支援の考え方には、相当の距離感が感じられます。

この度の民法改正では、この医療、介護、生活に関する意思決定支援の課題をどのように取り扱うか、最大の関心事です。現在の少子・高齢化、無縁社会で生活する圧倒的大多数の地域住民が求めているニーズは、意思決定支援による身上保護重視の後見です。このような住民の強いニーズに対応して、同制度の活性化を図るために、しつ

て、本年一月七日には、早くも初回の「市民後見NPO設立準備会」の開催にこぎつけました。以後精力的に協議を行い、三月十二日には同準備会を設立発起人会に切り替えて、設立総会に提案する案件をすべて全員一致で可決承認し、四月九日には、二名の参加者を得て、「設立総会を開催」、「設立趣意書」、「活動計画書・活動予款」が利用し易く、親しみ易く

改善されています。その結果、近頃は任意後見のフォーラムが盛んになり、成年後見を牽引した学者にも、任意後見

かりと福祉の理念を成年後見制度の礎として民法の中で規範化する必要があると考えます。この度の民法改正は、民法の中に福祉の理念を規範化する絶好の機会なので、是非とも、その実現を図りたいものです。

以上

わたりが支援を必要とする人たちに寄り添つた「自己実現」に向けた支援につながっていることの大切さを伝えています。現在、地域には、こうした視点や価値観で活動しているボランティアとして、民生委員や福祉委員（福祉推進委員）がいます。それぞれに歴史と所属に違いがありますが、これから地域共生社会の実現に向けては、支援を必要とする人たちと同じ地域住民の立場だからこそ見ることのできる「その人らしさ」を尊重した支援のあり方を、他の担い手との協働・連携の中で築いていくことが期待されています。



教授 山崎安則

筑紫女子大学

私が市
民後見人
養成に携
わって十年近
くになりますが、どの会場も参加者の意欲や熱意を感じながら講師を務めさせていた
だいています。私が担当するテーマは、どこの会場でも地域における市民後見人の役割です。そこには、「同じ地域住民の立場だからこそ」という視点が、専門職にはない「市民後見人らしさ」であり、こうした市民後見人の関

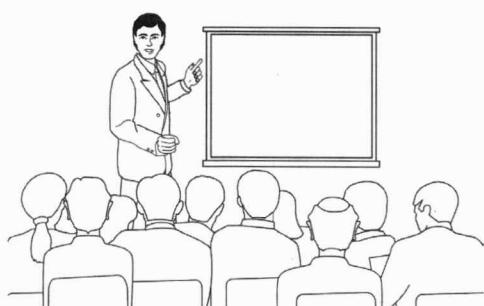
地域における市民後見人の役割に期待

広場に寄せて

かりと福祉の理念を成年後見制度の礎として民法の中で規範化する必要があると考えます。この度の民法改正は、民法の中に福祉の理念を規範化する絶好の機会なので、是非とも、その実現を図りたいものです。

わたりが支援を必要とする人たちに寄り添つた「自己実現」に向けた支援につながっていることの大切さを伝えています。現在、地域には、こうした視点や価値観で活動しているボランティアとして、民生委員や福祉委員（福祉推進委員）がいます。それぞれに歴史と所属に違いがありますが、これから地域共生社会の実現に向けては、支援を必要とする人たちと同じ地域住民の立場だからこそ見ることのできる「その人らしさ」を尊重した支援のあり方を、他の担い手との協働・連携の中で築いていくことが期待されています。

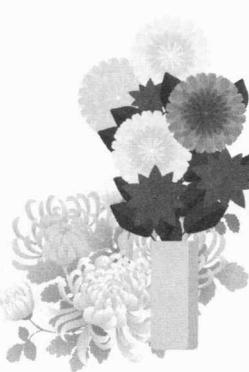
さて、講座では、定年後の新たな自己実現・生きがいづくりを目的に参加する人もいれば、民生委員や福祉委員の立場で参加している方もおられ、様々な経験や目的を持つ方々の活動するうえで必要な技術・知識・価値の学び場となっています。中には自分自身や家族のためと申します。さらに、最近では若者の参加も多く見かけるようになりました。さるに、最近では若者の参加も多く見かけるようになりました。さるに、最近では若者の参加も多く見かけるようになりました。その場で声を掛けてみると、現場で働いて



近で重要な役割が期待されているところです。

（注）山崎先生には、当法人が平成二八年に実施した第四回市民後見人育成研修、令和四年に実施した第五回市民育成研修及び同年に実施した久留米地区研修でも講師を引き受けていたとき、受講生から高い評価を受けおられることに対し、心から敬意を表し、謝意を申し上げます。

長い間当法人の発展を力に支援していただいた小池信行弁護士が、令和四年十二月二二日肺機能不全のため天国に旅立られました。誠に心痛の極みです。



理事長 森山 彰

**安心サポートネット
の最大の支援者
に思いを馳せる！**

ところで、どこの会場でも講義を終えた後に受講生から呼び止められ質問を受け取つて話し合う事にしていました。大学の講義でも同じことです、が、質問されることで、新たな発見につながり、次の講義に活かすことができました。私の講義ではどうぞ遠慮なくご質問ください。

おわりに、いつも講座では事務局職員やスタッフの皆さんのお蔭をもちまして、気持ちよく講義に集中できることを、心から感謝申し上げます。これからもどうぞよろしくお願いします。

長い間当法人の発展を力に支援していただいた小池信行弁護士が、令和四年十二月二二日肺機能不全のため天国に旅立られました。誠に心痛の極みです。

小池弁護士からは、安心の広場十号の「広場に寄せて」に貴重な原稿を投稿していました。ただいたのを手始めに、当法人の「十五周年記念誌」の冒頭を飾る論説として「地域後見を実現する任意後見」を寄稿していただきました。その中で、当法人の活動や理念に深く賛同されて、高い評価をいただき、力強いエールと励ましをいただいたことが強く印象に残っています。

ところで、小生は、平成二十年代の前半「地域後見」や

「身上保護重視の後見」の理念を提唱するに当たって、後見事務の範囲を「法律行為のみならず、事実行為を含む。」と定める通説とは真逆の、「後見事務には法律行為のみにしか解釈できなかつたからです。しかし、この解釈論が学説上も通用するものか自信がなく、長い間迷い、逡巡した後、小池弁護士に判定してもらうことを思い付きました。彼は法務省民事局担当の官房審議官として成年後見法制の立法に携わっていたからです。

そこで、小生の成年後見の事務範囲に関する詳細な論稿を送り、判定を仰ぎました。その結果、小池弁護士から「森山さんの考えに全面的に賛同します。」と論拠を添えて返事がありました。この返事で、これまで迷つて逡巡していた考え方、自信に変わり、信念となつて、身上保護重視の理念の実現に不安なく尽力することができます。それだけでなく、小池弁護士も、身上保護重視の後見の分野で共同戦線を張つて

くれました。強力な援軍です。かくして、東京での最も頼れる戦友が姿を見せなくなりましたことは、誠に残念です

が、彼の分まで頑張らなければ！と決意を新たにしているところです



第十九回

通常総会の開催

令和五年五月二七日午後二時から、福岡市立心身障がい福祉センター（通称「あいあいセンター」）福岡市中央区長浜一丁目二番八号において、正会員九一名（委任状、表決書提出者四九名を含む）が出席のもと、第十九回通常総会が滞りなく開催された。

開会時理事長挨拶

三年間もの間、新型コロナ禍の困難な状況にあって、業務が滞つていたが、確実に一步ずつ前進してきたことは、会員の皆さんのご尽力によ

るものであるとともに、ご来ます。今後とも皆さんのご支援、ご協力を得て、安心サポートネットの一層の充実、深く感謝します。

昨年度は、第五回市民後見人育成研修に引き続き、久留米地区で市民後見人育成研修を滞りなく実施することができました。

全国的にみると、成年後見制度は使いにくく改善すべきとの声が上がつており、

成年後見制度の根拠法である民法改正作業が着手されています。市民後見NPOとしては、改正民法の中心理念として財産管理だけではなく、個人の尊重と自立の支援という「福祉」についても、根拠づけをしつかりしてもらいたいところです。

成年後見制度利用促進法の第二期基本計画が昨年三月に決定されましたが、その中で、①市民後見人を多く育成し、市民後見人の利用促進を図る、②任意後見の利用促進の二点が優先事項とされています。しかしながら、これらの課題については、当法人は従前から重点的に取り組んで、かなりの成果を取り上げておりますが、更な

く発展が図られるよう尽力していきたいと考えています。本日は重要な課題をご審議いただきますので、皆さんには忌憚のないご意見を賜り、有意義な総会になるよう祈念します。

通常総会審議事項



第十九回通常総会風景



令和四年度事業の取り組み成果

一、事業の取り組み

次に掲げる活動指針を

キー・コンセプトとし、「二つの基本理念を標榜し、「安心サポートネットの文化」を育みながら、重点目標を定めて、事業計画を着実に実施してきた。

重点目標

- ① 任意後見移行型を基軸とした受任体制の整備・拡大
- ② 人材の育成とその活動支援
- ③ 地域後見、各地域における相談体制の確立

[活動指針]

<p>(一) 個人の尊厳の保持と自立の支援</p> <p>(二) ボランティアを視野に入れた非営利活動</p> <p>(三) ネットワークを活用</p> <p>(四) 公的サービスを分担</p>
<p>○ 地域後見の実現</p> <p>○ 身上保護重視の後見</p>

[文化]

<p>第一、市民後見人として自己研鑽・鍛錬</p> <p>第二、支え合いによる地域共生社会の実現</p> <p>第三、ニーズの把握とスピーディ感による適切な対応</p>
<p>○ 地域後見の実現</p> <p>○ 身上保護重視の後見</p>

日市で実施、また、久留米地区では、久留米出張所が実施した。今期の処理件数は、筑紫野市以外は総じて低調に推移した。

①一般事件の受託状況
四年度は合計三二六件、対前年度比一二二%の伸びを示した。

②任意後見移行型の受託状況
四年度は福岡本部五件、筑紫出張所七件、久留米出張所二件、計一四件であった。

③第二種事件（後見人等受任）
四年度末までの受任数は、二六九人、その内、本人死亡等による終了者数は一九五人である。したがって、今年度の後見人等就任数は七四人であり、この数年八〇人前後で推移している。

④「任意後見移行型システム」とした受任体制の整備・拡大（1）相談事件
昨年に引き続き、特設相談業務を福岡本部では福岡市東区、西区、早良区、糸島地区で実施、宗像地区では、宗像地区研究会が実施、筑紫出張所では、筑紫野市、春

に沿うよう考案されたものである。

①「図解説明図面」、「契約締結資料」の説明により委任者の理解と利用促進が図られ、相応の効果を上げている。

②啓発・宣伝は、「安心の広場」、「広報リーフレット」、「ホームページ」などを活用している。

③障害者後見基金創設
④安心サポートネット基金の充実と活用
安心サポートネットの今期の大きな支出は、久留米地区市民後見人育成研修とその関連経費である。その他では、「任意後見移行型委任者と当法人との懇談会」と後見報酬補填経費としての支出である。

（5）事業収入
四年度の事業収入は、一七二九万七〇九五円であり、昨年度の収入と横ばいで推移した。

②地域拠点チーム
各種研修の充実、プロジェクトチームの活動の活性化などに取り組む必要がある。

③会員の増強と組織の充実
第五回市民後見人育成研

毎月一回の割合で開催、今期は第五回市民後見人育成研修のフォローアップ研修を兼ねて、「システム指針」を教材として対話方式の研修を行い、会員の「後見マインド」の向上に努めた。

（1）市民後見人育成研修・NPO設立総会の実施
「久留米地区市民後見人育成研修」を実施後、市民後見NPO設立準備会にて協議を重ね、四月九日設立総会を開催し、県に対するNPO認証申請を行なった。

（2）市民後見NPOとの連携・協調
（1）本部拠点チーム
「障害者後見研」、「任意後見研」、「初心者後見人支援の会」、「業務のデジタル推進研」、「例規改正検討部会」において、課題の解決に取り組んだ。

（3）市民後見人を育成し、その活動を支援するためには、市民後見NPOとの連携が不可欠であるため、相互に広報誌の配布や情報交換を行ってきた。特記事項として、さわやか福祉財団主催の「いきがい・助け合いサミットin東京」に出席、NPO法人の設立支援強化の必要性等を訴えた。



四、「地域後見」の推進

- (1) 市民後見人育成研修・NPO設立総会の実施
「久留米地区市民後見人育成研修」を実施後、市民後見NPO設立準備会にて協議を重ね、四月九日設立総会を開催し、県に対するNPO認証申請を行なった。
- (2) 市民後見NPOとの連携・協調
（1）本部拠点チーム
「障害者後見研」、「任意後見研」、「初心者後見人支援の会」、「業務のデジタル推進研」、「例規改正検討部会」において、課題の解決に取り組んだ。

(3) 地域における行政との協働

筑紫野市から①相談業務、②筑紫野市研の運営を受託、また糸島市社協から研修三日間の講師派遣を受託し実施した。

(4) 「安心サポートネット・グループ」の運用

①「安心サポートネット熊本」への支援

これまでと同様、当法人の後見実務研や任意後見研の参加等を通じ、事件受託業務の支援、ノウハウの提供等を行ってきた。

②「安心サポート生活」への支援

当法人が受託している死後事務や生活支援事務の一部を必要に応じ再委託により支援を行ってきた結果、今期は全体で二百万円を超える規模の委託を行うことができた。

本年度の「プロジェクトチーム」

プロジェクトチームは、本法人の直面する課題について、調査・研究を行い、自己

の能力向上を図るとともに、相応の成果を得るための活動を行うものです。令和五年度に編成するチームは次のとおりです。

- ◎「障害者後見研究会」 障害者支援団体との連携を推進しつつ、次の課題と特質を整理し、実践する。
- チームリーダー 高原勝利
サブリーダー 原田隆行
田中正孝
- (1) 障がい者後見等の事例報告書の収集・充実を図り、障がい者後見等のノウハウの習得を促進する。
- (2) 障がい者「親なきあと相談員」を募集し、研修を実施して、「親なきあと」相談会や親の準備に関する説明会を開催する。
- (3) 障害者支援基金制度の有効利用のため、①「親なきあと相談員制度」②「職務インター見習い制度」の実践による実施要領を策定し、並行して障がい者への基金利用の提言に努力する。
- ◎「任意後見研究会」
- チームリーダー 橋口健児
サブリーダー 石橋 博
松永 崇、大家廣明
- (1) 「初心者後見人支援の会」
- チームリーダー 豊留 一
サブリーダー 原田隆行



任意後見移行型契約の今後の課題は、受任体制の実践訓練と人材育成です。そのために、後見型委任契約と任意後見契約それぞれにおける職務担当者の職責、図解画面の説明ポイント、及び契約締結資料に基づく説明内容等について現場での実践を重ねながら、全員のレベルアップを図り、受任できる人材を育成していきます。

なお、任意後見委任者等との親睦会は、令和五年度も是非開催したいと考えています。

◎「業務のデジタル化推進研究会」

チームリーダー 中嶋幸子
サブリーダー 廣瀬照子
顧問 森山 彰

(1) 筑紫野市成年後見制度研究会

チームリーダー 中嶋幸子
サブリーダー 廣瀬照子
顧問 森山 彰

(2) 宗像・福津地区成年後見研究会

チームリーダー 中村憲司
サブリーダー 與田達雄
石井喬志

② DX化へ向けて業務フローチャートの作成、分析

③ パソコンで作成した各種申請、後見事務処理日誌、収支計算書等のデータ保存（精度の高度化を図る）

◎「各地区における成年後見制度研究会」

当法人は、地域後見の実現を目的として、各地域の拠点づくりを推進しており、現在、筑紫野市、宗像・福津の各地区に「成年後見制度研究会」を設置し、各研究会では、それぞれの実情に即しそれぞれの課題に挑戦する。



今年度は、二ヶ月ごとに例会を開催し、次のような内容で支援の会を運営する。

- ①「後見事務処理日誌及び収支計算書の手引」を使って、後見事務処理の基礎知識を修得する。
- ②基本帳票の「後見事務処理日誌」及び「収支計算書」を正確に記載できるようになるための個別指導を行う。
- ③法定後見の家裁への報酬付与申立て・後見事務報告書の作成指導、任意後見移行型の本人及び任意後見監督人の定期報告書の作成指導を行う。
- ④業務部が担当している処理案件の中からテーマを選び、具体的な後見事務処理の技能を修得する勉強を行う。

② DX化へ向けて業務フローチャートの作成、分析

③ パソコンで作成した各種申請、後見事務処理日誌、収支計算書等のデータ保存（精度の高度化を図る）

◎「各地区における成年後見制度研究会」

当法人は、地域後見の実現を目的として、各地域の拠点づくりを推進しており、現在、筑紫野市、宗像・福津の各地区に「成年後見制度研究会」を設置し、各研究会では、それぞれの実情に即しそれぞれの課題に挑戦する。

定款変更について

(1) 新会員の入会手続の簡素化

第十九回通常総会で、これ

までは、正会員又は賛助会

員として入会するためには、

入会届及び履歴書を理事長

に提出し、理事会の承認・決

議が必要でしたが、この度の

定款変更により、入会届等を

理事長に提出し、その承諾に

より入会が認められること

になり、入会手続の簡素化を

図ることになりました。

(2) 本法人が事件を受任し

たときの報告を追加

これまで正会員が事件

を受任したときは、所定の様

式により事件の概要を理事

長に対し、報告することに

なっていました。この度の定

款変更により、本法人が事件

を受任することが多くなつ

たため、本法人の場合にも、

正会員と同様に事件の概要

を理事長に報告することに

なりました。

役員改選について

役員改選の選挙結果、次の方々が後任の理事・監事

理事長あいさつ



O B

井芹浩文 (NPO安心サポートネット熊本
OB)
大庭廣明 (社会福祉士)
川上政親 (校区まちづくり協議会会長)
迫田登紀子 (弁護士)
田中耕太郎 (クリニック医院長)
豊留一 (業務部長)
中嶋幸子 (筑紫野市成年後見制度研究会事務長)
中村憲司 (西日本工業大学)
樋口健児 (公証人OB)
井上清子 (医事研OB)
岡田節男 (民生委員)
大里通代 (九州経済産業局)

に選任され、各役員は承諾しました。

【理事長】 森山彰 (公証人 OB)

【理事】

井芹浩文 (NPO安心サポートネット熊本
OB)
大庭廣明 (社会福祉士)
川上政親 (校区まちづくり協議会会長)
迫田登紀子 (弁護士)
田中耕太郎 (クリニック医院長)
豊留一 (業務部長)
中嶋幸子 (筑紫野市成年後見制度研究会事務長)
中村憲司 (西日本工業大学)
樋口健児 (公証人OB)
井上清子 (医事研OB)
岡田節男 (民生委員)
大里通代 (九州経済産業局)

長が次の通り挨拶しました。
「コロナも終息に向かって
いるので、心機一転、全役員が
一致団結して、令和五年度の
事業計画の実現は勿論のこ

と、当法人が直面する、重点
事項の実現をはじめ、諸課題
に諸課題に忍耐強く取り組
んでまいります。会員の皆様
の絶大なご支援・ご協力を

お願いします。」



令和4年度 貸借対照表

令和5年4月30日現在 (単位: 円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	1,047,002		
預貯金	15,773,990		
その他流動資産	0		
流動資産合計	16,820,992		
2. 固定資産			
特定資産			
損害賠償準備資産	129,307,211		
安心サポートネット基金資産	30,273,935		
障害者支援基金資産	87,253,072		
その他固定資産	11,780,204		
敷金	186,473		
固定資産合計	260,000		
資産合計	129,753,684		
II 負債の部			
流動負債			
前受金	5,405,000		
その他流動負債	1,531,282		
流動負債合計	6,959,807		
負債合計	6,959,807		
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産額	140,091,382		
当期正味財産増減額	△ 476,513		
正味財産合計	139,614,869		
負債及び正味財産合計	146,574,676		

(注記) 使途等が制約された寄付金等の内訳

使途等が制約された寄付金等の内訳は以下の通りです。当法人の正味財産は139,270,969円ですが、そのうち129,548,253円は損害賠償準備金と安心サポートネット基金事業と障害者支援基金事業に使用される財産です。

したがって、使途が制約されていない正味財産は9,722,716円です。

(単位: 円)

内 容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備 考
損害賠償準備金	30,445,681	42,768	214,514	30,273,935	
安心サポートネット基金事業	87,749,813	2,053,176	2,549,917	87,253,072	
障害者支援基金事業	11,780,204			11,780,204	
合計	129,975,698	2,095,944	2,764,431	129,307,211	

トピックス

安心サポートネット基金 運営審議会開催される

第五回

安心サポートネット基金
運営審議会開催される

運用について、理事長から「令和四年度事業計画」に基づいて説明がなされた上で、生地理事（経理担当）が同基金の収支状況を報告しました。議案第二の障害者後見支援基金の運用については、引き続き検討課題ということになりました。

令和五年三月六日、アーチホテル・ロイヤル福岡天神において、安心サポートネット基金規程に基づく第五回運営審議会が開催されました。同審議会は有識者と、当法人の理事により構成され、有識者からは、石橋敏郎熊本県立大学名誉教授、NPO法人成年後見安心サポートネット熊本井芹浩文理事長、NPO法人市民のための後見・Iサポート井上月子理事長、社会福祉法人福岡市手をつなぐ育成会向井公太理事長、それに当法人からは森山理事長、豊留業務部長、樋口理事、生地理事、大家理事が出席しました。

石橋議長の議事進行により審議が行われました。議案第一の令和四年度の安心サポートネット基金の

議案第三の市民後見NPOの運営経費補填について、理事長から、久留米地区における市民後見NPO設立に伴う初期の経費について、当基金から補填することとした旨の説明をしたところ、出席委員全員の承認を得られました。



**令和五年度
「後見実務研修会」
協議問題はシステム
指針から！**

**「NPO法人成年後見
安心サポートネット
久留米」**
—設立準備会から設立総会へ—

プロジェクト 関連



設立総会風景

四月九日、久留米市市民活動サポートセンターにおいて、「NPO法人成年後見安心サポートネット久留米」設立することが決定されました。

「親なきあと」問題での「任意後見制度」利用の一例

**相談・学びの
コーナー**

総務部 樋口 健児

一、知的障害、精神障害などのある子供を持つ親御さんから、自分はまだ六〇歳代で元気であるが、将来、歳を取つて子供の面倒を見られなくなつた後が心配である。自分がそうなつたときでも、障がいのある子供が心配なく

総務部 大家廣明

本年度の後見実務研究会の研修テーマは、昨年度に引き続き、第五回市民後見人育成研修のフォローアップとして実施する方針ですから、協議問題は、「当法人の後見実務と指導監督システム指針」から出題されます。

講師の森山理事長は、「本研修の目的は、あくまで後見マインドを身に付けること。すなわち考える力が身につくと、後見の事務処理中、解決困難な問題にぶつかりても、何とか熟慮して、正しい解決の道筋を見つけることができる」というわけです。

それに、本研修は、月に一度お互いの情報を入手、交換し、親睦を図る場でもありますから、皆さんこぞつてのご参加を期待しています。

久留米地区における市民後見NPOを設立するため、令和五年一月七日を皮切りに再三にわたり設立準備会を開催、打ち合わせが行なわれました。同年三月十二日、久留米シティプラザで開催された準備会を設立世話人会に切り替えて、設立趣意書、定款、役員人事、入会金・会費、事業計画、予算の各案について審議され、「NPO法人成年後見安心サポートネット久留米」という名称で設立することが決定されました。

県のNPO認証を取得し、基本的な諸規定の整備を整えて、創立総会を迎えることになります。

また、総会終了後、和気あいあいの懇親会が行われ、参加者相互の親睦を深めることができました。今後は福岡県のNPO認証を取得し、のものと行われ、設立世話人の提案する議題の全部が審議され、出席者全員一致で可決・承認されました。

久留米地区における市民後見NPOを設立するためのものと行われ、設立世話人の提案する議題の全部が審議され、出席者全員一致で可決・承認されました。

生活を送れるようにするためには、どのような準備をしていたら良いかという相談を受けることがあります。

この事例は、いわゆる「親

なきあと」問題の一つであり、事前の策としては家族の構成や資産状況などによっていくつかの方法が考えられるところですが、親自身の高齢等による今後の生活上の様々な不安についての支援策を講じるとともに、子供の将来の生活も守るという二つの問題をクリアーする、そのための方法としては、「任意後見移行型」の利用が有効ではないかと考えます。

二、「任意後見移行型」の一番のメリットは、将来の生活等に不安を感じておられる高齢の方々が、「後見型委任契約」と「任意後見契約」を一緒に結ぶことによって、「身体能力が低下」したときの生活上の不安は「後見型委任契約」により、「判断能力が低下」したときの生活上の不安は「任意後見契約」により、それぞれ支援を受けることによって、今後起こり得る「老化や傷病」、更には、判断能力

低下等による「生活上の様々な不安」、これを将来に向けて解消できるという点にあります。

役割を果たすものです。

任意後見移行型は、このように自分自身の「老後の安心設計」として優れた制度です

が、契約内容をちゃんと工夫すれば、子供の将来の生活を守る方法の一つとしても活用できます。

Aさんを「委任者」、X法

人を「受任者」として、任意後

見移行型を結ぶ例で考えて

みましよう。なお、以下に述べる内容は一例です。

(1) 委任者Aさんの判断力が

不十分になつた場合に備え

て、Aさん自身に対する身

保護や財産管理についての

依頼事項を入れた上で、障が

いのある子供さんについての

身上保護事項（例えば介護

など）についても依頼してお

きます。そして、Aさんにとって気がかりな子供の将来の

ことについては、契約条項の一つに、「ライフプラン」とい

う項目を設けて、例えば、「私

は長男の今後の生活が心配

である。ついては、X法人は

長男がY施設での生活を不都合なく継続できるよう、長男の生存期間中、同人に 대해서必要な経費を送金してほしい。」等と委任者の希望、要望等を契約に書いておきました。

(2) その上で、受任者であるX法人が子供さんのために必要な生活費、あるいは介護のために必要な費用をAさん

の預貯金から引き下ろしができるようにするために、そ

の旨の代理権を付与すべく、

「長男に対する生活費や介護

費の補助として、同人の生存

期間中、同人に對し毎月末ま

でに月額金〇〇万円の送金

をすること」を代理権目録に

入れておきます。

支援者の広場



市民後見人・職務担当者としての活動体験を終えて

正会員 提口 千恵子

九二歳の女性をご本人とする成年後見において、前任の職務担当者の方から職務担当を引き継いだのは二〇一六年九月、そのご本人が亡くなつたときは、「任意後見契約」で、それぞれX法人がAさんに代わつて子供さんの生活費

や介護費等の支払いを行い、子供さんの生活を支えていくことができますので、Aさんにとっては「安心です」。

なお将来、任意後見契約

だけでは子供の支援が難しくなり、法定後見制度の利用が必要というような事態が生じる場合に備えて、X法人が子供を本人とする「法定後見開始等の申立て」ができるよう、その旨の事項を代理権目録に入れておくことも一つの方法です。

代理権目録に入れておくこ

とも一つの方法です。

安心サポートの真髄であ

る身上保護は、日々の生活が

安全で豊かに過ごされるよ

うに心がけることであり、面

会時に本人の顔色、体調、食

事量などの情報収集は多彩

で、本人の代弁が出来るよう

に心掛けて活動を行つてき

ました。

ところで、職務担当を受けた時には本人の預貯金がほとんどなく、年金も僅かだったので、もし本人に異変が生じたら、どのようにしたら良いか全く見当もつかず、大変不安を覚えたことを想い出します。唯安心だったことは、本人がお元気だった頃に、菩提寺に納骨堂を購入さ

れていたことで、その菩提寺に納骨堂の管理費の支払い、住職ともこまめに面談して、もしもの時のための対応などを行つた結果、無事にお見送り出来たことは、後見人として喜びでした。

それに就任二年目の頃、実兄の戦没者弔慰金の知らせが届き、申請するための資料の取り寄せなど役所を何ヶ所もまわり、親族への連絡等、大変な思いをしましたが、数ヶ月後本人の弔慰金が支給された時の嬉しさ、満足感は忘れられません。

職務担当をして六年四ヶ月、特に想い出に残ることは、①私自身が骨折で入院したときは、知人に施設まで送り迎えをしてもらつて、本人の身上保護に尽力したこと、②亡くなられる数ヶ月前は、食事がどのに入らない時など、医務と厨房の担当職員と相談しながら、どのようにして食事量を摂取してもらえるか、後見人の立場で厳しい要求をしたこと、③本人が何度も入退院を繰り返され、何度も生死の危機に直面し心痛したことです。

間、身内とは違う対応に戸惑いながら職務を完了したこと、貴重な体験となりました。

私は介護福祉士として特別養護老人ホームで職員として勤務しながら、利用者と関わってきました。今では、

職務担当者として職員の立場を忘れて、もつと出来ることがあつたのでは、思いが至らなかつたのでは、と思つてあります。また、逆に職務担当としては、職員が認知症の方に何度も同じ事を繰り返してお世話をざるを得ないと

「市民後見人」としての私

正会員 神谷 誠



一、「成年後見」という言葉にふれたのは

私は、令和二年十二月よ

り現在特別養護老人ホームに入所されているS子さん（八二歳）の成年後見人の職務担当として、本人の身上保護と財産管理を行つています。

今回、原稿の投稿を依頼され、何を書くか考え、私が

NPO法人高齢者・障害者安心サポートネットに参加した経緯と、現在、職務担当者として取り組んでいる思

いについて、綴るのが良いの

はと思い、書くことにしまし

た。まず、後見人という言葉

すら知らなかつた私が「成年後見」の言葉を目にしたの

と思ひます。

は、ある有料老人ホームに勤務した時に、入居の方々にエントディングアンケートを依頼し、「何に不安を感じているか」の問い合わせに対し、入居の方々は、身内に縁遠い方が多いせいか、自分の財産管理や亡くなつた後のことが心配知りたいという記入が多く、

その時、初めてその言葉を目にしたわけです。介護保険法と成年後見制度が二〇〇〇年（平成十二年）に施行され、十年程経過した時であつた

と思ひます。

二、職務遂行に当たつて

実際に、被後見人をお世話するようになつたのは、研修終了後、数年経過した令

和二年十二月で、前職務担

当者廣塚氏が突然亡くな

られたことにより、森山理事

長より、その後任としての職

務担当を依頼され、十二月

十七日に職務担当者辞令を

受けました。早速、入居先の施設に出向きS子さんと挨拶をかねて面談を行い、更

に、近くに住んで本人を世話をしていた実妹にも挨拶をし

ました。

S子さんの身上の概要は、長年単身暮らしで、身内は申立人の高齢の実妹とその娘二人でした。S子さんは路上で倒れられた後、脳梗塞で右側麻痺状態になられ、施設

では、ほぼ車いす生活であり、その上、ほとんど発言が

なく、自分の意思表示は首振りや顔の状況での反応があ

る程度です。

このS子さんの状態の中で、本人の意思を十分

に汲み取るにはどうする

か？ また、担当者交代によ

り、このお世話になることも考へ、このような経験を今後の生き方に役立てて行きたい

市民後見人の職務を行うための知識を得るために、どんどんその中身や仲間とのふれ合いに、はまつていったのを

る私への信頼を得るには、どうすれば良いかを考え、併せて、施設からは新型コロナウイルス発生による相次ぐ面談拒否があり、本人との対面すらままならぬ現状でした。

その様な中で次のことを

①職務担当者の急な交替

より、自分の名前と顔を覚え

(親近感)を築く」と。

そのための方策として、コ

料を振込でなく、毎月、施設

に持参することにより 施設設
職員との関係づけをはん

め、出来る限り少しの時間で

努力もしない。

②面談毎にノートに自分の

前田行方記

ポイントをゆつくり語り

しづつ探るようにして、S子

さんの内面の意思を汲み取

③誕生日の前後には、必ず施

③誕生日の前後には、必ず施設を訪問し本人に会うこと。
花束を持参すると、最初はご遠慮されしていましたが、

三年位続けると最近は笑顔で受け取られるようになりました。受任当初は、私もS子さんも対面で硬さがあつたようですが、最近では、いくらかの微笑みが出てくるようになつたことを感じるこの頃です。ただ、自宅の管理状況等を話すと、当初、涙ぐまれたこともあります。あまり触れないように心がけています。

私は、人のお世話をすることが好きな方だと自分では思っていますが、「後見」のお世話は「被後見人」の一生に関わることであり、お世話の重みを感じながら、S子さんの意思を完全に汲み取りは出来ていないものの、最近は少しずつ理解できるようになつてきた感じがします。

今後の課題は、言葉を發しての意思表示をいかに引き出していくか、施設の職員と連携しながら促していく、少しでも満足できる人生を送つて頂くよう努力することだと考えています。引き続き、より多くS子さんと面談し、対話を重ねることに尽きると改めて感じているところです。

新會員獲得

当法人が更に一層充実、
発展の道をたどるために
は、会員の増強は必須です。
新会員獲得に向けて、皆様
方の更なるご協力をお願ひ
いたします。

(令和四年十一月一日～
令和五年四月三十日まで)

今後のゴ活躍を期待します。

今後のご活躍を期待します。

寄付者紹介

ご寄付をいたたいたお気持
持ちを大切に活かしてまい
ります。(令和四年十一月一
日)令和五年四月三十日ま
で、NPO安心サポート福
岡受領分)

畠地 祥治様
高橋 伸弥様
福留 裕一様
松枝 久泰様
高瀬 千恵子様
平野 征洋様
高石 剛様
桑原 平磨様
西畑 隆博様
門田 津岐枝様
高木 雄司様
草野 洋子様
尾割 泰子様
向田 良彦様
向田 敬子様

宇美町	糟屋郡	筑紫野市	筑紫野市	福岡市	太宰府市
五千円	阿部	田中	森山	眞子	久保田
一万円	比呂志	昭	彰	二六百	一万円
一万円				二万円	武則

全国に当法人の基本情報を公開するホームページ

NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット
<http://anshin-net.jp/>
Eメール:8xv7v4@bma.biglobe.ne.jp

安心サポートネット・グループ事件処理表

令和4年度4月末日現在

	福岡本部受託						筑紫出張所受託			久留米出張所受託			合計			
	本部処理		会員配分		筑紫処理		会員配分		久留米処理		会員配分					
	既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済	計	
第1種	遺産分割協議支援	0	2			6	0			1				7	2	9
	遺言支援	5	1			9	3(2)			1	1			15	5(2)	20(2)
	法定後見開始申立支援	0	2			8	3(3)			0				8	5(3)	13(3)
	任意後見契約の締結支援	5	0			7	2			2	0			14	2	16
	任意後見移行型締結支援	5	0			7	2			2	0			14	2	16
	後見監督人選任申立	0	0			1								0	1	1
	相続・表示等登記	0	0	1	0		1	7	1					8	2	10
	遺言執行者受任	0	38(4)			2	80(13)			1	6			3	124(17)	127(17)
	死後事務処理契約支援	1	42(4)			2	48(2)			1	4			4	94(6)	98(6)
	その他(見守り契約・講演等)	0	0	3		3	1	7	1	1	0			14	2	16
合計		16	85(8)	4	0	44	141(20)	14	2	9	11	0	0	87	239(28)	326(28)

※第1種()書きは、取下げ等により年度途中に終了したもの。<内数>

	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	計		
第2種	法定後見人受任	44(32)		6(5)		73(55)	0	7(6)		5			135(98)	0	135(98)
	法定後見監督人受任												0	0	0
	任意後見人受任	3(3)	65(19)		1(1)	11(7)	55(10)	2(1)		1(1)	1		17(12)	122(30)	139(42)
	任意後見監督人受任	1(1)				5(4)	0						6(5)	0	6(5)
	後見型委任受任	26(21)	48(11)	1(1)		19(16)	51(9)			2(1)			46(38)	101(21)	147(59)
	その他(財産管理人等)	33(23)		6(4)		18(13)	1	8(2)					65(42)	1	66(42)
	合計	107(80)	113(30)	13(10)	1(1)	126(95)	107(19)	17(9)	0	6(1)	3(1)	0	269(195)	224(51)	493(246)

※第2種()書きは、中途死亡、任期満了等により終了したもの。<内数>

特別相談会	58	119	31	208
常設相談会	19	135	2	156
合計	77	254	33	364

正会員、賛助会員募集のお知らせ!

賛助会員を募集!

成年後見人制度の活性化に尽力する当法人をご支援願います。

応募詳細はホームページに記載しています。

<http://anshin-net.jp/>



正会員を募集!

高齢者・障害者の福祉を支えるやり甲斐のあるお仕事です。心から歓迎します。

編
集
後
記

サポートネット基金を充実しよう!

困窮して障害者後見や任意後見の利用が困難な人達の支援が目的。是非とも、基金への拠出を呼びかけよう!

五月に新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、隔離できる二類相当から季節性インフルエンザと同じ五類になりました。さて、先日、元サッカー日本代表の岡田武史監督の話を聞く機会ありました。その中で、ミッションやビジョンなどフィロソフィーを共通意識に大切にするチーム作りはどここの団体でも組織でも必要であり、「物の豊かさより心の豊かさを大切

することであり、当法人の活動指針である「個人の尊厳と自立の支援」の理念を大切にして、会員が活気に満ち、やり甲斐を感じながら、活動していくことが大事です。今後、このような活動の様子を伝え、当法人の充実・発展の途を記録に残す機関紙として「安心の広場」を編集していくたいと思っています。編集担当として、多くの方にご寄稿いただきましたことを、心から感謝申し上げます。

(松永
記)

にすることです。地域共生社会の実現に貢献したいという話がありましたが、このことは、当法人にも通ずる

